

長崎港コンテナ輸送トライアル助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎港活性化センター（以下、「センター」という。）が、コンテナの輸出入に要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、長崎港における新たな荷主の発掘と取扱貨物の増量を図り、もって長崎港における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人事業者を含む。以下同じ。）が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合は、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。ただし、1TEUに満たない小口混載貨物は除く。

※ 1TEUとは20フィートコンテナ貨物1個を指す。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。
- (2) 当該年度内において、長崎港国際定期コンテナ航路（内航フィーダーを含む）を利用し、長崎港のコンテナ船に積み降ろしを行ったもの。
- (3) 長崎港ベースカーゴ奨励助成金交付要綱を廃止する要綱による廃止前の長崎港ベースカーゴ奨励助成金交付要綱の規定に基づく助成金の利用実績がないもの。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、1TEUにつき、輸出は1万5千円、輸入は1万円とする。

2 助成金の交付を受けようとする企業（以下、「請求者」という。）に助成を交付する上限は、1企業につき、平成16年度以降の取扱貨物量より輸出入それぞれ5TEUまでとする。ただし、平成26年3月31日までの当該助成制度利用者（輸出入それぞれ1回から4回までの利用者）については、平成16年度から平成25年度までに当該助成制度を既に利用した船荷証券（B/L）の件数を、既利用TEU数に置き換え、その残分を上限とする。

3 助成金は予算の範囲内で、適正な請求書の受付日順に交付決定を行うこととし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分については交付しないものとする。ただし、同一日に複数の請求書を受付けて請求額の累計が予算額を超過することとなる場合は、当該受付日の請求については予算残額を按分して交付するものとする。

(交付請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする企業（以下、「請求者」という。）は、海貨業者を通じ予め助成金交付請求の仮予約を行い、当該コンテナ輸出入を行った日から1

4日以内に、長崎港コンテナ輸送トライアル助成金交付請求書（第1号様式）に別に定める書類を添えて、センターに提出するものとする。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 長崎港輸出コンテナ助成金と併用することはできない。

（交付決定）

第5条 センターは、前条の請求書を受理したときは、原則として、その日から14日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合はその旨当該請求者に長崎港コンテナ輸送トライアル助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するとともに助成金を交付し、不交付の場合は長崎港コンテナ輸送トライアル助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（助成金の返還）

第6条 センターは、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるほか、当制度の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年5月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日に施行し、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行し、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月31日から施行し、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行し、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、平成26年4月1日から実施する

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月1日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行し、平成29年4月1日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月4日から施行し、平成31年4月1日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。